

令和3年度 豊明市空家等対策協議会（第1回）議事録

- 1 日 時：令和3年7月29日（木） 午後2時00分～午後3時45分
- 2 場 所：豊明市役所 本館3階 会議室3A・B
- 3 出席者：「豊明市空家等対策協議会委員等名簿」のとおり
- 4 議 題
 - (1) 特定空家の進捗状況について
 - (2) 豊明市空家等対策事業の進捗状況について
 - (3) 今後のスケジュールについて

（事務局）

定刻になりましたので、ただいまより、令和3年度第1回の豊明市空家等対策協議会を開催致します。本日はご多忙の中、ご出席いただきましてありがとうございます。本協議会の司会を務めます豊明市都市計画課長の中野と申します。よろしく申し上げます。本日は、委員1名がご都合により欠席しております。また、委員1名が遅刻をすると報告を受けております。委員11名のうち、9名ご出席いただいておりますので、空家等対策協議会設置条例第6条第2項により協議会が成立していることをご報告申し上げます。はじめに、小浮市長より、ご挨拶を申し上げます。

（小浮市長）

挨拶

（事務局）

小浮市長ありがとうございました。

次に今年度より委員が改選されました。つきましては、新たに委嘱状を渡すこととなります。委嘱状についてはお席にお配りしてありますので、お名前のご確認をお願いします。

新たに委員になられた方もいらっしゃいますので、各委員に、自己紹介をお願いいたします。座ったままで結構ですので、ご所属とお名前を、おっしゃっていただけますでしょうか。それでは相羽委員より時計回りでお願いします。

（委員）

各自挨拶

（事務局）

ありがとうございました。事務局についても紹介させていただきます。なお、経済建設部

長の宇佐見につきましては、別の業務に出席しているため、本日は欠席となっています。

(事務局)

各自挨拶

(事務局)

続きまして、資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご準備ください。本日の次第、資料 1-1「豊明市空家等対策協議会設置条例」、資料 2-1 の「豊明市特定空家等判断基準」、資料 2-2 の「特定空家に関する空家台帳」資料 3-1 の「豊明市空家等対策計画の進捗状況について」、資料 3-2-①から④の「空家苦情の対応における空家台帳」、参考資料 1、資料 4 の「空家対策年間スケジュール」になります。また、資料 2-2、資料 3-2-①から④については、個人情報が含まれておりますので、協議会終了後に返却していただきますようお願いいたします。不足等がございましたら、事務局までお申し付けください。

それでは、会長の選出に入りたいと思います。

お手元に委員名簿と資料 1 の本協議会の設置条例をご用意ください。

豊明市空家等対策協議会設置条例の第 5 条にございますように、本協議会の会長は委員の互選により定めることとなっており、委員の皆様の中から、会長をお選びいただきたいと思っております。どなたか意見はございませんか。

(委員)

学識経験者である井澤委員を推薦します。

(事務局)

ただいま、井澤委員をとらうご意見をいただきましたが、他の委員のみなさんいかがでしょうか。

(各委員)

拍手で全員賛成

(事務局)

井澤委員、いかがでしょうか。

(井澤委員)

僭越ながら、会長を務めさせていただきます。よろしく申し上げます。

(事務局)

ありがとうございます。会長は井澤委員で決定します。

続いて、会長の職務代理についてですが、協議会設置条例第5条において、あらかじめ会長が指名すると規定されておりますので、井澤会長に職務代理者をご指名いただきたいと思っております。

(会長)

それでは、吉川委員にお願いしたいと思います。

(事務局)

吉川委員、いかがでしょうか。

(吉川委員)

はい、謹んでお請けいたします。ありがとうございます。

(各委員)

拍手で全員賛成

(事務局)

それでは、職務代理者は、吉川委員とさせていただきます。お二方には、正面の席にご移動をお願いいたします。

それでは、お二人にお一言ずつご挨拶をお願いいたします。

(会長)

挨拶

(職務代理)

挨拶

(事務局)

井澤会長、吉川職務代理ありがとうございました。

次に、資料1の裏面をご覧ください。豊明市空家等対策協議会運営規則第3条において、市長の職務代理者をあらかじめ指名することと規定されています。小浮市長、職務代理者の氏名をお願いします。

(小浮市長)

私の職務代理には、副市長の土屋正典氏を指名します。

(事務局)

市長より指名がありましたので、副市長を職務代理者とさせていただきます。市長が協議会に出席できない場合は、副市長を代理に出席させていただきます。

以降の進行につきましては、豊明市空家等対策協議会設置条例第 6 条に基づき井澤会長に議長をお願いいたします。

(会長)

それでは、ただいまからの会議の進行につきましては、私がさせていただきます。

会議に入る前に、議題(1)、(2)に関する報告については、個人を識別できる情報が入っていますので非公開とすることとしてよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なしの声

(会長)

異議なしということで議題(1)、(2)に関する報告については非公開とします。次に、傍聴者の確認をします。本日は、傍聴希望の方はおられますでしょうか。

(事務局)

傍聴希望者はございません。

(会長)

はい、傍聴希望者はいないということで、それでは、ここから議題に入らせていただきます。どうか活発な議論ができるよう、ご協力のほどよろしく申し上げます。

では、次第に基づき、議題(1)特定空家の進捗状況について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議題(1)の資料 2-1 について説明

(会長)

ただいまの資料 2-1 につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

(各委員)

質問なし

(会長)

それでは引き続き資料 2-2 につきまして、事務局より説明をお願いします。

議題 (1) の資料 2-2 については個人情報を含むため非公開

(会長)

続きまして議題 (2) 豊明市空家等対策事業の進捗状況について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議題 (2) の資料 3-1 について説明

(会長)

それでは、資料 3-1 について何かご意見・質問がありましたらお願いします。

(委員)

豊明市の空家率は愛知県の中では高いですか。

(事務局)

豊明市空家等対策計画に記載されていますが、愛知県内の市町村の管理不全となる可能性が高い空家率の平均が 3.9%で、豊明市は 2.9%と低い。資料に記載されている 283 件について、平成 28 年に豊明市空家等実態把握調査で把握した件数であり、それだけが空家ではないです。今後実態把握調査を行い、空家の件数を把握していきます。

(会長)

引き続きまして、資料 3-2-①について事務局より説明をお願いします。

議題 (2) の資料 3-2-①については個人情報を含むため非公開

(会長)

引き続き、資料資料 3-2-②について事務局より説明をお願いします。

議題 (2) の資料 3-2-②については個人情報を含むため非公開

(会長)

引き続き、資料資料 3-2-③について事務局より説明をお願いします。

議題（2）の資料 3-2-③については個人情報を含むため非公開

（会長）

引き続き、資料資料 3-2-④について事務局より説明をお願いします。

議題（2）の資料 3-2-④については個人情報を含むため非公開

（会長）

全体を通じて、各委員意見がありましたらお願いします。

（委員）

空家等対策協議会を設置して 3 年が経ち、成果が出ていると思いますので、これからも頑張ってください。

（委員）

草が生えているからと言って法律違反ではないですが、適正管理を促してくれてよくやっている。他の自治体でマンションが特定空家に対象になるかならないか相談があった。豊明市は一生懸命対策を行っているため、そういう実例を活用できればと考えています。

（会長）

法律的に特定空家についてマンションが対象となるのですか。

（事務局）

マンションが対象となるかは確認をします。補足として、マンションの対策について、愛知県が動いており、豊明市のマンションリストを愛知県に情報提供をして、アンケートの実施を行うなどマンション管理の実態について調査を行い、豊明市としても情報提供をしてもらい活用をしていきます。

※マンションが対象となるか、「空家等対策の推進に関する特別措置法」の内容と愛知県都市計画課に確認をしたところ、対象となります。

（委員）

所有者の方の高齢化が進み、一筋縄ではいかないことも多いとは思いますが、近隣の住民と信頼関係を築き改善してください。

(委員)

所有者の方から厳しい意見をもらうこともある中で、対応してくれる方はいいのですが、認知症などの方の対応が課題である。

(委員)

指導文書などの返答率については高いですか。

(事務局)

返答率はあまり高くはないです。施設に入っていたりする方が返答できないなど様々な理由があります。

(委員)

地道な努力ありがとうございます。空家の改善には所有者にお金の問題もあるため、非常に難しい事業と感じています。

(委員)

資料 3-2-②に関しては、自分も関わってはいたので、今後も豊明市と連携がとれればと思いました。空家の各事例に関して、よく対策を練って行動していると感じています。

(委員)

まずもって、感謝をしています。今後所有者の高齢化に伴う認知症問題はリスクが高く、2030年が豊明市としては問題となってくる。そのため、この10年の間、空き家対策を行うことが大事である。

大阪市は庭が少ない、愛知県は庭が広く木を植える傾向があり、管理ができず問題となっている。植える際には所有者は責任をもって管理する必要がある。

(委員)

ここまで問題のある空家を解消したことについて、かなり事務局は努力されていたと思います。あえてですが、建物の残っているケースがあり、所有者が高齢で亡くなった場合、相続された場合に相続人にも空家の管理を啓発することもお願いしたい。また、成年後見人について申し立てをするためにはメリットがないと行わないため、豊明市としても啓発を行ってほしい。

(会長)

各組織、豊明市各課との連携をとり、非常に成果をあげている。継続して、空家対策を進めていき、今後発生するであろう、空家問題に対して予防線を張っていき検討してほしい。

それでは議題（3）今後のスケジュールについて、事務局より説明をお願いします。

（事務局）

議題（3）の資料4について説明

（会長）

事務局より説明がありました。ご意見、ご質問等はありませんか。

（委員）

質問なし

（会長）

その他事務局から何かありますでしょうか。

（事務局）

特にありません。

（会長）

これもちまして、本日の議題はすべて終了しましたので、議長の務めを事務局にお返しします。

（事務局）

井澤会長、委員の皆様、どうもありがとうございました。今年度の空家等対策協議会は、年間スケジュールで説明させていただきましたとおり、11月に予定しています。詳しい開催日時が決定しましたら、郵送にてご連絡さしあげますのでよろしくをお願いします。

なお、資料2-2、資料3-2-①から④については会議終了後、事務局が回収しますので、机の上に置いて退出していただきますようお願いいたします。

以上もちまして、令和3年度第1回空家等対策協議会を終了させていただきます。本日は、お忙しい中ご出席いただきありがとうございました。